

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「パートナーズFX取引ガイド」

改訂日：平成30年4月14日改訂

旧	新
<p>P.2～P.3</p> <p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFX取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、ゴールドマン・サックス証券株式会社（日本の金融庁監督下での証券業務）、パークレイズ銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、ドイツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、コメルツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、シティバンク、エヌ・エイ（米国の金融監督当局およびイギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、JP モルガン・チェース銀行（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、大和証券株式会社（日本の金融庁監督下の金融商品取引業者）、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務）、株式会社みずほ銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、ビー・エヌ・ピー パリバ（フランス金融市場庁監督下での銀行業務）、クレディ・スイス・エイ・ジー（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、スタンダードチャータード銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、<u>株式会社三菱東京UFJ</u>銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行（オーストラリア健全性規制庁監督下での銀行業務）、ステート・ストリート銀行（ボストン連邦準備銀行監督下での銀行業務）、360T（ドイツ連邦金融監督所監督下での金融商品取引業者）のいずれかとの間でカバー取引を行っております</p>	<p>P.2～P.3</p> <p>4.カバー取引の相手方について</p> <p>当社はパートナーズFX取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、ゴールドマン・サックス証券株式会社（日本の金融庁監督下での証券業務）、パークレイズ銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、ドイツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、コメルツ銀行（ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務）、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、シティバンク、エヌ・エイ（米国の金融監督当局およびイギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、JP モルガン・チェース銀行（米国の金融監督当局の監督下での銀行業務）、大和証券株式会社（日本の金融庁監督下の金融商品取引業者）、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での金融商品取引業務）、株式会社みずほ銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、ビー・エヌ・ピー パリバ（フランス金融市場庁監督下での銀行業務）、クレディ・スイス・エイ・ジー（スイス連邦金融市場監督機構監督下での銀行業務）、スタンダードチャータード銀行（イギリス金融行為監督機構及び健全性規制機構下での銀行業務）、(行名変更) <u>株式会社三菱東京UFJ</u>銀行（日本の金融庁監督下の銀行業務）、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド銀行（オーストラリア健全性規制庁監督下での銀行業務）、ステート・ストリート銀行（ボストン連邦準備銀行監督下での銀行業務）、360T（ドイツ連邦金融監督所監督下での金融商品取引業者）(追加1先)ファストマッチ（監督官庁なし、ECN）のいずれかとの間でカバー取引を行っております</p>

P.3~P.4

I 企業概要

<商号>

株式会社 マネーパートナーズ

<本社>

〒106-6233 東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木
グランドタワー33 階

<代表取締役社長>

奥山 泰全

<資本金>

31 億円（平成 26 年 3 月 31 日現在）

<設立年月日>

平成 20 年 5 月 9 日

<主取引銀行>

みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行

<加入協会>

日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

（対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。）

<苦情受付窓口>

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けてお
ります。

コールセンター

受付時間：月曜日 7：00 から 23：00 まで、火曜日～
金曜日 7：30 から 23：00 まで

受付方法：電話（0120-860-894）または E メール
（info@moneypartners.co.jp）

お客様相談室

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00 か
ら 17：00

す。

P.3~P.4

I 企業概要

<商号>

株式会社 マネーパートナーズ

<本社>

〒106-6233 東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木
グランドタワー33 階

<代表取締役社長>

奥山 泰全

<資本金>

31 億円（平成 26 年 3 月 31 日現在）

<設立年月日>

平成 20 年 5 月 9 日

<主取引銀行>

みずほ銀行、三井住友銀行、**（行名変更）**三菱**東京**UFJ
銀行

<加入協会>

日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

（削除）（対象事業者となっている認定投資者保護団体
はありません。）

（削除） <苦情受付窓口>

（削除）当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けてお
ります。

（削除）コールセンター

（削除）受付時間：月曜日 7：00 から 23：00 まで、火曜日～
金曜日 7：30 から 23：00 まで

（削除）受付方法：電話（0120-860-894）または E メール
（info@moneypartners.co.jp）

（削除）お客様相談室

（削除）受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00 か
ら 17：00

受付方法：電話（03-4540-3811）

<苦情処理措置および紛争解決措置>

苦情処理・紛争解決について、お客様および当社が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL：<https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

<事業内容>

当社は、金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者です。

主にインターネットを利用した外国為替証拠金取引、有価証券関連業及びこれに付随する一切の業務を行っております。

<登録番号>

関東財務局長（金商）第2028号

~~受付方法：電話（03-4540-3811）~~

~~<苦情処理措置および紛争解決措置>~~

~~苦情処理・紛争解決について、お客様および当社が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。~~

~~特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）~~

~~電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）~~

~~URL：<https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/>~~

~~東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館~~

~~大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル~~

<事業内容>

当社は、金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者です。

主にインターネットを利用した外国為替証拠金取引、有価証券関連業及びこれに付随する一切の業務を行っております。

<登録番号>

関東財務局長（金商）第2028号

(追記)

<苦情受付窓口>

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

コールセンター

受付時間：月曜日 7:00 から 23:00 まで、火曜日～金曜日 7:30 から 23:00 まで

受付方法：電話または E メールで受付をしております。

電話番号：0120-860-894

E メール：info@moneypartners.co.jp

お客様相談室

受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）9:00 から 17:00

受付方法：電話で受付をしております。

電話番号：03-4540-3811

<苦情処理措置および紛争解決措置～金融 ADR 制度のご案内～>

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

お客様および当社が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

電話番号：0120-64-5005 (フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

※祝日を除く

URL：<https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

P.13~P.14

11. 自動決済 (自動ロスカット)

(1) パートナーズFXでは、時価評価 (一定の間隔) によりお客様の口座の純資産評価を行います。純資産評価が行われた時点で証拠金維持率 (純資産額に対する建玉必要証拠金合計額の比率) が 40% (法人の場合は 100%) 以下になっていた場合、自動的にお客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。(自動決済の計算には取引手数料は含みません。) ただし、自動ロスカットの執行時にレートが配信されていない通貨ペアの建玉がある場合には、当該建玉以外の建玉全て

P.13~P.14

11. 自動決済 (自動ロスカット)

(1) パートナーズFXでは、時価評価 (一定の間隔) によりお客様の口座の純資産評価を行います。純資産評価が行われた時点で証拠金維持率 (純資産額に対する建玉必要証拠金合計額の比率) が 40% (法人の場合は 100%) 以下になっていた場合、自動的にお客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。(自動決済の計算には取引手数料は含みません。) ただし、自動ロスカットの執行時にレートが配信されていない通貨ペアの建玉がある場合には、当該建玉以外の建玉全て

<p>を成行注文にて処分し、残玉につきましては、その時点での証拠金維持率の水準により次のとおり取扱います。</p> <p>証拠金維持率 40%（法人の場合は 100%）以下の場合：レート配信が再開し次第、残玉の全てを成行注文にて処分します。</p> <p>証拠金維持率 40%（法人の場合は 100%）超の場合：残玉は処分せず、その後の純資産評価により判断します。</p> <p>ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット水準から大きくかい離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。特に週明けの相場は前週末の終値から大きくかい離する場合がございますので、週をまたいでポジションを保有される場合にはご注意ください。更に、相場変動等によりカウンターパーティからのレート配信が停止することで当社からお客様へのレート提示が停止した場合、レート提示再開時に停止時のレートから大きくかい離したレートとなり自動決済（自動ロスカット）が執行されて損失を生ずる可能性があります。場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回る恐れがあります。パートナーズFXでは、純資産評価額が建玉必要証拠金の 100%及び 70%を下回ると、それぞれプレアラーム通知・アラーム通知と称して、ご登録いただいているメールアドレスに通知メールを送信させていただいております。なお、プレアラーム通知・アラーム通知はそれぞれ 1 日 1 回のみでの送信となります。また、相対取引の性格上、テレビやインターネットなどの情報端末でご覧になる価格と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承ください。万一の相場変動からお客様の保有しているポジションを維持するために、お客様には必要証拠金以上の厚めの預託をお勧めしています。</p>	<p>を成行注文にて処分し、残玉につきましては、その時点での証拠金維持率の水準により次のとおり取扱います。</p> <p>証拠金維持率 40%（法人の場合は 100%）以下の場合：レート配信が再開し次第、残玉の全てを成行注文にて処分します。</p> <p>証拠金維持率 40%（法人の場合は 100%）超の場合：残玉は処分せず、その後の純資産評価により判断します。</p> <p>ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット水準から大きくかい離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。特に週明けの相場は前週末の終値から大きくかい離する場合がございますので、週をまたいでポジションを保有される場合にはご注意ください。更に、相場変動等によりカウンターパーティからのレート配信が停止することで当社からお客様へのレート提示が停止した場合、レート提示再開時に停止時のレートから大きくかい離したレートとなり自動決済（自動ロスカット）が執行されて損失を生ずる可能性があります。場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回る恐れがあります。パートナーズFXでは、純資産評価額が建玉必要証拠金の 100%及び 70%を下回ると、それぞれプレアラーム通知・アラーム通知と称して、ご登録いただいているメールアドレスに通知メールを送信させていただいております。なお、プレアラーム通知・アラーム通知はそれぞれ 1 日 1 回のみでの送信となります。また、相対取引の性格上、テレビやインターネットなどの情報端末でご覧になる価格と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承ください。万一の相場変動からお客様の保有しているポジションを維持するために、お客様には必要証拠金（訂正）以上の厚めの預託をに余裕のあるお取引をお勧めしています。</p>
<p>パートナーズ FX 取引ガイド改訂記録 (追記)</p>	<p>パートナーズ FX 取引ガイド改訂記録 平成 30 年 4 月 14 日改訂</p>

以上